

公益上の必要性から講じられる市税の軽減措置一覧

番号	税目	軽減内容	令和8年度 軽減見込額 (千円)	軽減理由	関係局
1	固定資産税 都市計画税	地域活動協議会、連合振興町会、振興町会等が専らその本来の用に供する固定資産のうち、集会所又は倉庫の用に供するものについて免除	115,730	身近な地域課題をより多くの住民間で共有し、その解決に向けた様々な活動が自律的に行われるため に地域活動協議会等が使用する施設であるため	市民局
2	固定資産税 都市計画税	地域活動協議会、振興町会等が専らその本来の用に供する固定資産のうち、マンションに設置する集会所又は倉庫の用に供するものについて免除	28,395	地域活動協議会等が本来の用に供するなど一定の要件を満たすものについて、幅広い人と人とのつながりを実現させる地域コミュニティづくりの重要な活動拠点であるため	市民局
3	固定資産税 都市計画税	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の補完的施設として設置する児童遊園の用に供する固定資産について免除	13,460	児童遊園が都市公園を補完する施設として、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資することを目的として設置されているため	建設局
4	固定資産税 都市計画税	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められており、当該入浴料金のみで利用できるものにおいて、その本来の用に供する固定資産について100分の34に相当する額を減額	27,574	公衆浴場が日常生活において保健衛生上必要な施設であり、市民に対して清潔で安全な入浴機会を低料金で提供するという社会的責任を負った施設であるため	健康局
5	固定資産税 都市計画税	大阪ドームの用に供する家屋及び償却資産について100分の25に相当する額を減額	49,914	ドーム機能及び公共性の維持に向け、本市財政的支援の一環として措置する必要があるため	計画調整局
6	軽自動車税	身体障がい者等が所有し専用する軽自動車等について免除	20,518	軽自動車を使用することにより障がい者等の社会参加が促進されており、障がい者等の日常生活にとって必要な生活手段の一つとなっているため	福祉局 健康局
7	軽自動車税	身体障がい者等(満18歳以上の軽度身体障がい者を除く。)と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等のために専用する軽自動車等について免除	15,532	軽自動車を使用することにより障がい者等の社会参加が促進されており、障がい者等の日常生活にとって必要な生活手段の一つとなっているため	福祉局 健康局
8	軽自動車税	その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等について免除	1,266	その構造が専ら障がい者等の利用に供されるためのものである軽自動車は、自己所有及び生計同一人所有の軽自動車に代わるものとして、障がい者等の日常生活にとって必要な生活手段の一つとなっているため	福祉局
9	軽自動車税	社会福祉法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等について免除	3,114	社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等については、住民の福祉の向上に寄与していると認められるため	福祉局
10	法人市民税 固定資産税 事業所税 都市計画税	国際戦略総合特区における地方税の軽減	6,982	市内への先端技術に関する企業の集積を促進し、研究開発やビジネス創出機能等、技術革新を生み出す国際的な競争拠点の形成を図るため	経済戦略局
11	固定資産税 都市計画税	家庭的保育事業及び利用定員が5人以下の事業所内保育事業、企業主導型保育事業、居宅訪問型保育事業にかかる市税の軽減	915	保育所等利用待機児童の解消に向けて、利用枠の拡大を図る必要があるため	こども青少年局
12	固定資産税	中小企業者が中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した一定の先端設備等について課税標準の特例割合をゼロとする	800	生産性の向上の実現に取り組む市内中小企業者等を強力に支援するため	経済戦略局
13	固定資産税 都市計画税	生産緑地法改正に伴う地区指定面積要件の緩和のための条例制定による市税の軽減	909	農地保全に有効な生産緑地制度における地区的面積要件を緩和することにより、より多くの農地を生産緑地に指定し、減少傾向にある市内農地の保全を図るため	経済戦略局
14	法人市民税	フィンテック事業や資産運用業を行う金融系外国企業等に対する市税の軽減	0	金融系外国企業等を呼び込み、金融機能の強化を図ることで、在阪スタートアップ企業への投資促進や在阪企業のイノベーション促進を実現し、大阪経済の成長・発展につなげるとともに、国際金融都市を実現するため	経済戦略局

(注)「関係局」欄については、当該軽減措置の創設(若しくは継続)を要求した所属を記載している。

問合せ先：1～5 財政局税務部課税課固定資産税(家屋・償却資産)グループ(電話:06-6208-7768) 6～9 財政局税務部課税課法人課税グループ(電話:06-6208-7747) 10 経済戦略局立地交流推進部特区担当(電話:06-6615-3764)

11 こども青少年局保育施策部環境整備グループ(電話:06-6208-8041)、指導・監査グループ(電話:06-6361-0756) 12 経済戦略局産業振興部企業支援担当(電話:06-6264-9834)

13 経済戦略局産業振興部農業担当(電話:06-6615-3751) 14 経済戦略局立地交流推進部国際金融企画担当(電話:06-6615-3728)